

現物によらない外注入力指針（仮称）

指針の目的

外注業者が現物によらず参照MARCから書誌レコードを作成する上で注意すべき事項を示すことを目的とする。

指針の範囲

- ・ 和書に限る。
- ・ 参照MARCレコード（TRC MARC, JP MARC）からの流用入力であること。
- ・ 書誌階層が2階層以上になるものは除く。
- ・ タイトル、著者、出版社、出版年、版の5つの項目すべてを持つ発注データによって発注されること。
- ・ この指針を適用できるのは、納品される資料について、この5つの項目すべてが発注データと一致すると確認できる納品の場合とする。

基本となる基準

現物によらずに、参照MARCからの流用で書誌レコードを作成する基準は、「目録情報の基準 第4版」（以下「基準」という）である。

書誌レコードの作成

現物によらずに、参照MARCからの流用で書誌レコードを作成する際（このようにして作成された書誌レコードを以下「外注仮書誌レコード（仮称）」という）のレコードの作成単位等、注意すべき事項を示す。

（外注仮書誌レコードの作成）

外注仮書誌レコードは、他の参加組織が持つ資料現物と一致したものであるかどうかの判断ができるようにするため、現行の目録規則の「記述の第1水準」を満たしている必要がある。また、著者名典拠リンクについては、既に典拠ファイル中に該当する典拠レコードがあれば、リンク形成を行う。

（作成単位）

外注仮書誌レコードを作成する際の書誌単位は、単行書誌単位である。

参照MARCデータによっては、上記と異なる書誌単位から構成されているものがある。この場合、参照MARCデータの書誌単位を反映させてはならない。

(参照MARCデータが物理単位ごとに作成されている場合)

個々の参照MARCデータ上のタイトルが、「基準」で考えられている「固有のタイトル」に該当せず、物理単位のレベルである場合、「基準」の指針に従って書誌レコードの登録の際は、VOL フィールドの繰り返しによる外注仮書誌レコードを作成しなくてはならない。

(レコードの記述)

新規に外注仮書誌レコードを作成する際には、参照MARCデータ中の各データ要素をもとに「基準」で定める区切り記号法に従って作成する。

各データ要素の記述については、現行の目録規則等に従って記述し、現行の目録規則で定められている表記と異なる表記がある場合は、現行の表記に合わせる。

注記について

参照MARCファイル中に一致参照レコードが存在し、そのまま流用できる場合のみ、該当する書誌レコードをそのまま流用して使用する。

必ず、NOTE フィールドに外注入力指針にもとづく流用入力である旨、注記をする。

(例) NOTE:***外注入力指針にもとづく流用入力である

リンク形成

リンク形成については、現物によらないため、特に慎重に行う必要がある。なお、親書誌へのリンクは行わない。

(著者名/統一書名典拠レコードリンク形成)

典拠ファイル中に該当する典拠レコードが存在する場合は、十分に確認を行った上でリンク形成を行うことができる。

ただし、確認ができない場合は、リンク形成を行う必要はない。

典拠ファイル中に該当する典拠レコードが存在しなかった場合は、原則として典拠レコードは作成しない。

現物との照合と修正

- ・ 作成館は現物を入手した時点で、外注仮書誌レコードと現物を照合し、必要があれば修正を行い、外注入力指針にもとづく旨の注意書きは削除する。
- ・ 他機関が現物により外注仮書誌レコードを修正することは可能である。修正によりレコードを完成した後、外注入力指針にもとづく旨の注意書きは削除する。

問題点

- ・ VOL 物の場合すでに出来ている NC 書誌に対して現物を確認せずに VOL 追加することへの不安
- ・ 各館が持っている発注データの正確性の差
- ・ 現物を確認することを義務づけているが本当にそれが実行されるのか

結論

以上の問題点を踏まえると、NII がこの入力方式を認めるのは適当ではない。やはり、現物からの入力を原則とすべきである。